

電気契約種別定義書

エネワン E プラン T

四国電力エリア【低圧】

令和 6 年 9 月 1 日実施

株式会社エネワンでんき

目次

1 適用	1
2 実施期日	1
3 本定義書の変更	1
4 定義	1
5 単位および端数処理	1
6 時間帯区分	1
7 電灯需要	2
8 その他	3

1 適用

- (1) この電気契約種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は、株式会社エネワンでんき（小売電気事業者登録番号 A0015、以下「当社」といいます。）の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）にもとづき、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。
- (2) 本定義書は次の地域に適用します。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

四国電力送配電株式会社の供給区域	徳島県、高知県、香川県（一部を除きます。）、愛媛県（一部を除きます。）
------------------	-------------------------------------

2 実施期日

本定義書は、令和6年9月1日から実施いたします。

3 本定義書の変更

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、供給約款2（本約款等の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲示します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行なう場合は、供給約款2（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

4 定義

供給約款3（定義）に定義される言葉は、本定義書においても同様の意味で使用いたします。

5 単位および端数処理

供給約款4（単位および端数処理）に定める単位および端数処理は、本定義書においても同様といたします。

6 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) 昼間時間

毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。

(2) 夜間時間

毎日午前0時から午前7時までおよび午後11時から翌日の午前0時までの時間をいいます。

7 電灯需要

エネワン E プラン T

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ お客様が 1 年を通じて本定義書の適用を希望されること

ロ 5 (時間帯区分) に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要であること

なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、往路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

ハ 契約容量が 1 キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として 50 キロボルトアンペア未満であること

ニ 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること

ホ 当社が指定する代理店の供給契約申込書による申込みであること

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、ハに該当し、かつ、ニの契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当該一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降 1 年に満たないもしくは需要場所と同一地点において、当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に太陽光発電設備を低圧で連係しているお客様については、本定義書を適用いたしません。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとなることがあります。

(3) 契約容量

イ 契約容量は、原則として、契約主開閉器の定格電流にもとづき、供給約款別表 4 (契約容量および契約電力の算定方法) により算定された値といたします。ただし、契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況および同種の契約を締結している他のお客様の負荷率等を基準として、お客様と当社との協議によって定めができるものとします。

ロ 当該一般送配電事業者は、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）により、電流を制限することができます。

ハ 電気の使用実態に応じ、イで定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および供給約款別表2（燃料費調整）(1)木によって算定された燃料費調整額の合計といたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,285円90銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	412円50銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(1) 昼間時間

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	33円56銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	40円84銭
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	42円50銭

(ロ) 夜間時間

1キロワット時につき	24円75銭
------------	--------

(5) その他

契約主開閉器を無断で取り外す、交換する等の行為や変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用する等の行為は不正利用となり、供給契約を解約することがあります。この場合、供給約款33（違約金）に定める違約金を申し受けます。

8 その他

その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。